

国家戦略特区に対する意見

平成 27 年 4 月 9 日
東京商工会議所

I. 基本認識

1. 国家戦略特区の現状

産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成に向け、総理主導のもとで大胆な規制・制度改革を講じるために、一昨年末に国家戦略特区が創設された。昨年 5 月の政令により、全国 6 区域が国家戦略特区に指定され、そのうち東京圏は東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備していくことで、国際的ビジネス拠点を形成することを目標に、都内 9 区、神奈川県、千葉県成田市が区域に指定された。

その後、現行の国家戦略特区法に基づく規制・制度の特例措置（いわゆる初期メニュー）に加えて、新たな特例措置（いわゆる追加改革メニュー）が盛り込まれた改正法案が昨年秋の臨時国会に提出されたが、審議未了で廃案となったことから、追加改革メニューの実現が半年程度遅れることとなった。

現在、沖縄県を除く 5 区域（東京圏、新潟県新潟市、関西圏、兵庫県養父市、福岡県福岡市）では区域計画が認定され、初期メニューに基づく特定事業が開始された。更に、地方創生を規制改革により実現するために、去る 3 月 19 日に国家戦略特区の第 2 弾として秋田県仙北市、仙台市、愛知県を新たに指定することが決定した。これにより国家戦略特区は全国 9 区域となる。

昨年 2 月に閣議決定された国家戦略特区の「基本方針」では、今年度までの 2 年間を集中取組期間としているが、岩盤規制改革に残された期間はわずか 1 年である。従って、国家戦略特区の各区域方針で掲げられた目標を高い次元で達成するためには、廃案となった改正法に規制改革事項を更に盛り込んだ新たな法案を早期に成立させ、同事項に基づく追加改革メニューを速やかに実行に移していかなければならない。

東京商工会議所では昨年 6 月に「東京圏の国家戦略特区に対する意見」を策定したが、国家戦略特区が産業の国際競争力強化や、国際的な経済活動の拠点形成等に向け、より一層高い効果を発揮していくために、下記により改めて意見を申し上げる。

2. 首都・東京が抱える課題

意見の前提として、首都・東京が抱える主な課題を下記に整理する。

（1）超高齢化と人口減少社会への対応

- ・東京都は出生率が全国で最低であり、都内人口は 2020 年の 1,336 万人をピークに減少する見込みとなっている。少子化の進行により出生数は減少し約 50 年後には半減、また、高齢化の進行により老年人口の割合は 2060 年に 39% となる見込みであるため、地方のみならず東京都においても「超高齢化と人口減少社会への対応」は喫緊の課題である。
- ・更に、国の目標である 50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造を保持するためには、地方に人が残る「しごと」づくりをはじめとした地方創生策の強力な推進を通じて、若年層を中心とした地方から東京への人口流出に歯止めをかけることが必要である。

(2) グローバル化の一層の進展とアジア主要都市の台頭による国際競争力の低下

- ・ T P Pをはじめ経済連携交渉が加速する中で、今後、一層のグローバル化が進展していくことが予想されている。
- ・ グローバル化の一層の進展に伴うアジア主要都市の急速な台頭、わが国のビジネスコストの高さや規制の厳しさ、外国人・外国企業の受入環境の不十分さなどの理由から、東京の国際競争力は相対的に低下している。
- ・ 人口減少社会でも首都・東京が活力に溢れ、持続的な経済成長を実現していくためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠である。2020年を一つの契機に、東京の国際競争力を一層強化していく必要がある。

(3) 都内製造業の減少と厳しい中小企業の経営環境

- ・ 都内事業所数は減少傾向で、特に製造業は事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額ともに減少している（2011年は2000年の約6割）。
- ・ 都内中小企業の景況感は回復傾向にあるものの、未だに厳しい経営環境が続いている。また、開業率の向上が重要な課題である。

(4) 首都直下地震等巨大災害の脅威

- ・ 一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は今後30年間で70%、最悪の場合には死者数約2万3千人、全壊・焼失棟数約61万棟、経済的被害は約95兆円と予想されている。このように、首都直下地震では、経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき被害が想定されている。
- ・ 一方で、防災・減災対策の推進により、死者数は1割に、経済的被害も半減できるとの見通しも示されていることから、建築物の倒壊、木造住宅密集地域における延焼火災、帰宅困難者問題をはじめ、都市防災対策を迅速かつ着実に実施していくことが急務である。
- ・ また、去る3月31日に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、死者数、全壊・焼失棟数を今後10年で概ね半減させるなどの減災目標が示された。
- ・ 加えて、都市防災対策は、東京が国際的ビジネス拠点を形成することや、国際的に東京の安全性をアピールする上でも極めて重要である。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

- ・ 大会の開催を一つの契機に、陸・海・空の交通ネットワークの強化や都市の機能・魅力の向上、訪日外国人客の増加に対する期待が高まっている。

Ⅱ. 国家戦略特区に関する国及び東京都への要望

上記の基本認識に基づき、国及び東京都への要望事項を下記に記載する。

1. 国家戦略特区の制度や目標、区域に関すること

(1) 国に対する要望

① 「総合特区」に基づく特例措置を「国家戦略特区」でも使えるようにすること

一昨年に創設された国家戦略特区だけでなく、平成14年に創設された「構造改革特区」

や平成23年に創設された「総合特区」にも、わが国の国際競争力強化や地域活性化に資する様々な規制・制度の特例措置が盛り込まれている。

国家戦略特区の各区域の目標を高い次元で達成するためには、現時点で使うことができる規制・制度の特例措置（初期メニュー）と、国家戦略特区の改正法案が成立した後に使うことができる特例措置（追加改革メニュー）、国家戦略特区の各区域も含めて使うことができる「構造改革特区」に基づく特例措置に加えて、「総合特区」に基づく特例措置のうち、各区域の目標達成に資するものは、使えるようにすることが望ましい。

上記により、国家戦略特区の各区域が、今よりも幅広い選択肢の中から規制・制度の特例措置を選択して実行できるようにすべきである。

②追加改革メニューを含んだ東京圏の区域計画を速やかに認定すること

東京圏の区域方針で示された目標である「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」や「世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点の形成」、「創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出」を高い次元で実現するために、改正法案が成立した後は、追加改革メニューを含んだ東京圏の区域計画を速やかに認定し、民間事業者が特定事業を円滑に実施できる態勢を早期に構築すべきである。

更にその後も、東京圏の目標実現に資する新たな規制・制度の特例措置を積極的に取り入れていくことが必要である。

③規制・制度の特例措置のうち、有効なものは広く全国へ展開すること

国家戦略特区に基づく規制・制度の特例措置は、全国展開の可否や要件の見直しを区域会議や諮問会議において的確に評価し、有効なものは広く全国へ展開すべきである。

（2）東京都に対する要望

①区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、国家戦略特区を活用して「世界一の都市・東京」を実現すること

国家戦略特区を活用して東京が目指すべき将来像「世界一の都市・東京」を実現するためには、区域方針で示された東京圏の目標である「国際的ビジネス拠点の形成」等にとどまらない、東京の持続的発展に向けたストーリー性のある目標設定が必要である。そのためには、「史上最高のオリンピック・パラリンピック」の実現や、観光振興、子育て支援・人口減少社会への対応等も目標の要素として取り入れるべきである。

また、上記の目標設定のもとで、国家戦略特区を活用して、先述の「首都・東京が抱える課題」を解決していくべきである。

②都内における指定区域を拡大すること

現在、都内の指定区域は9区であるが、区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、国家戦略特区を活用して「世界一の都市・東京」を実現するために、区部の全域に、更には多摩地域も含めて拡大していくことが望ましい。

2. 個別の規制・制度改革に関すること

(1) 東京圏の国家戦略特区で十分に活用していくべき規制・制度の特例措置

(初期メニュー、追加改革メニュー等に基づくもの)

①都市再生・まちづくり

1) 都市計画法等の特例による特定事業の着実な実施

都市計画法等の特例として大胆な容積率の設定、迅速な都市計画決定の実施対象として選定された都内10地区における事業のうち、日比谷地区、竹芝地区、虎ノ門四丁目地区の事業が東京圏の区域計画に盛り込まれたが、他の地区も含めて、着実且つスピーディーに推進していくことが期待される。

また10地区における事業以外にも対象を更に拡大することで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進していくことが望まれる。

なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくためには、日影規制の緩和や借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。更に、東京都駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の付置義務が課せられているが、一定の駐車需要が見込めないエリアもあることから、付置義務の一層の緩和も検討されたい。

2) 道路占用基準の緩和を通じたオープンカフェ等の設置

都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用（道路法の特例措置）が初期メニューに盛り込まれた。東京圏の区域計画には、丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道等において、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図ることが盛り込まれたが、こうした取り組みは都市の魅力向上に有効なことから、鋭意推進していくべきである。

また、都内の指定区域となっていない区からも、本特例に係る具体的な提案があることから、指定区域の拡大とともに、他地区においても実施していくことが期待される。

なお、国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であるが、手続き等の簡素化を図っていくことが望ましい。

3) 短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外

訪日外国人客の増加や、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外（外国人滞在施設経営事業）は、外国人の多様な滞在ニーズへの対応を図る上で有効であるため、推進していくことが望ましい。

なお、国家戦略特区法施行令において、「施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を所管する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること」と規定されているため、区部で外国人滞在施設経営事業を推進していくためには、先述の通り、特別区における条例制定が必要となる。従って、各特別区において協議・検討の上、条例を制定していくことが期待される。

なお、旅館は観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源であるため、地域の旅館の活性化や活用促進を図ることが肝要であることは言うまでもない。

②医療

1) 二国間協定等に基づく外国医師の業務の拡大

東京都では、国際的ビジネス拠点の形成に向け、グローバルな視点から魅力的なビジネス環境や生活しやすい環境を整備し、多くの外国企業の誘致や人材の受入れを図るための取り組みを鋭意推進している。また、2020年までに年間の訪都外国人旅行者数を1,500万人、2024年頃までに1,800万人にする目標を掲げ、関連する施策に注力している。ビジネスや観光で東京を訪れる外国人が一層増加していくことが期待されている中で、外国企業の従業員やその家族、外国人観光客が安心して東京に滞在できるよう、外国人対応の医療施設を増やしていくことは非常に重要である。

従って、医師資格制度に係る二国間協定の対象国の拡大や人数枠の拡大、受入医療機関の拡大、更には自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める等の対応を鋭意推進していくことが望まれる。

2) 高度医療提供に係る病床規制の特例

国家戦略特区では、区域会議が、特区内において世界最高水準の高度な医療を提供する事業及び当該事業に必要な病床の数を定めた区域計画を作成して認定を受けた場合に、都道府県は、病床過剰地域であっても区域計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することができる特例措置が設けられている。

東京圏の区域計画には、がん治療をはじめとした高度医療提供事業が盛り込まれているが、こうした事業を通じて世界最高水準の医療技術の実用化を促進することは大変に有意義であり、東京が世界トップクラスの国際医療拠点となることにも資することから、鋭意推進されたい。

3) 保険外併用医療の拡充による先進的且つ高度な医療の提供

東京圏の区域計画には、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって、わが国においては未承認の医薬品等又はわが国において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用医療に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする事業が盛り込まれている。こうした事業についても、上記と同様に鋭意推進されたい。

4) 医薬品製造販売に係る承認審査権限の一部東京都への付与（ジェネリック医薬品）

東京都は、医療用後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、東京都への審査権限の付与による製品化までの期間の短縮を提案しており、今年度に東京都の職員をPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）に派遣、情報交換を行い、東京都への承認審査権限付与に向けた準備を進め、結論を得る予定となっている。こうした取り組みも、上記と同様に鋭意推進されたい。

また、東京都長期ビジョンには上記以外にも、日本橋地区等に民間の創意工夫を活かしたライフサイエンスのビジネス拠点形成を促進していくこと等が盛り込まれているが、東京都の一連の取り組みは、医療・創薬等の国際的イノベーション拠点の形成に大いに資することから、鋭意推進されたい。

③外国企業の誘致促進・創業促進等

1) 法人設立手続きの簡素化、迅速化

東京都は、東京を世界に開かれた国際経済都市とすべく、2016年度までに、特区内にアジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点を設置する50社を含む外国企業500社以上を誘致することを目標に掲げている。一方で、経済産業省の「外資系企業動向調査」では、日本で事業展開する上での主な投資阻害要因として、「規制・許認可制度の厳しさ」や「行政手続きの複雑さ」を指摘する割合が3割強となっている。従って、外国企業の誘致や開業促進には、法人設立手続きの簡素化・迅速化が非常に重要である。

こうした中、国及び東京都は去る4月1日に「東京開業ワンストップセンター」を設置した。本センターは、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う機能を有している。本センターは、外国企業の誘致や開業促進に有効であることから、東京都が取り組む外国企業支援窓口である「ビジネスコンシェルジュ東京」におけるビジネスマッチングや生活支援等のサービスも含めて、各種の支援やサービスを鋭意展開されたい。また、外国企業の利用状況次第では、本センターの更なる設置も検討していくことが必要である。

併せて、東京都では、東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターとしての地位を取り戻すために推進会議を設置し、取り組みを円滑に行うための都・国・民間の連携強化策や課題解決に向けた検討を進めているが、国際金融センター構想は、東京の国際競争力強化に直結する重要な取り組みであることから、鋭意推進されたい。

2) 在留資格「経営・管理」の基準緩和

今国会に提出される新たな法案には、外国人が活躍する環境の整備を目的に、在留資格「経営・管理」の基準の緩和、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供が盛り込まれている。これらは、創業人材等多様な外国人の受け入れ促進に向け有効なことから、改正法案の成立後は着実に運用されたい。

3) 高度外国人材の在留上限期間の更なる伸長

先述の「在留資格『投資・経営』の基準緩和」に関連し、東京都が提案した「高度外国人材の在留上限期間の更なる伸長（現状5年→10年など）」は、高度外国人材の活躍の場を広げグローバルな人材が集う都市環境を醸成することに寄与することから、実現に向け検討されたい。

④観光

1) 外国語による有料観光案内サービスの要件緩和

今国会に提出される構造改革特区法の改正案には、地域における観光振興を図るため、地方公共団体が行う研修を修了した者が地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能とする特例が盛り込まれている。この特例は、東京のみならず全国各地を訪れる外国人旅行者数が一層増加していくことが期待され、需要の多様化に的確に対応することが求められている一方で、現状の通訳案内士が都市部に偏在していることから、鋭意推進すべきである。

また、国から全国の地方公共団体に対して、本特例を観光振興、地方創生に大いに活用

するよう、働き掛けていくことを望む。なお、ビザ要件の緩和等により、特に東南アジアからの旅行者が一層増加していくと予想されることから、本特例の推進にあたっては、東南アジア諸国の言語への対応に注力されたい。

2) 民間事業者による無料循環バスの停留所の道路占用許可

民間事業者による無料循環バスは都内数地区で運行され、観光やビジネスの足として活用されている。本件は道路法の特例措置として、台東区が快適な観光の基盤づくりの一環で提案をしているが、都内の着地型観光の推進や、ビジネス上の円滑な移動に資することから、着実に推進されたい。

3) 外国人芸術家が訪日公演の際に、在留資格「短期滞在」での入国許可

豊島区は、目指す都市像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、最先端のアート・カルチャーで世界から人や産業を集めるための取り組みを推進している。中でも、特区で取り組む最優先プロジェクトとして、グリーン大通りにおけるオープンカフェやコスプレ、音楽等のパフォーマンスの実施を掲げている。このプロジェクトを実現するために、海外の芸術家が滞在制作や公演を行う際の滞在資格を「興行」ではなく「短期滞在」扱いとすることを提案しているが、他の地区も含めて街なかの賑わい創出、更には、リオ2016大会後の開始が予定されている「文化プログラム」の実施にも有効なことから、実現されたい。

⑤ 少子化社会への対応

1) 地域限定保育士制度の創設

今国会に提出される新たな法案には、国家戦略特区の都道府県が行う年間2回目の保育士試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度である地域限定保育士制度の創設が盛り込まれている。加えて、都道府県知事が2回目の保育士試験を行わない場合は、政令指定都市市長が実施することを可能とすることも盛り込まれた。

国が「待機児童解消加速化プラン」により保育の量の拡大を図る中で、本年1月に公表した「保育士確保プラン」では、2017年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数は約6万9千人と推計されている。特に、都市部では保育士不足が大きな問題となっており、都内でも2017年度までに約2万8千人を新たに確保する必要があると推計されているなど、保育の現場を支える保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、改正法案の成立後は国家戦略特区の各区域が必要に応じて本特例を活用し、保育士確保に向けた取り組みを強化すべきである。

2) 都市公園内における保育所設置の解禁

都内では、保育サービスの拡充により、昨年4月時点の利用児童数は前年に比べて増加し約23万5千人となったが、人口流入による就学前児童人口の増加や共働き世帯の増加による保育ニーズの増大により、ここ2年ではむしろ待機児童数は増えており、昨年は過去最多の8,672人となり、全国の待機児童数の約4割を占めるなど、深刻な状況にある（昨年10月時点の都内の待機児童数は12,447人で全国の約3割）。

そうした中、国、東京都が目標とする2017年度末までに待機児童ゼロを実現するた

めには、保育施設数を増やしていく必要があるが、都市部では保育施設を整備するための土地や場所の確保が困難なことから、都市公園内における保育所設置の解禁は、土地や場所の確保促進、更には一定規模以上の公園であれば周辺への音などを気にせず恵まれた環境の中で保育することも可能であることから、実現すべきである。

⑥都市農業の振興

1) 東京都が新たに提案した「都市農業特区」の推進

都市農業・農地は新鮮で安全・安心な農産物の供給に加えて、防災や環境保全、地域コミュニティなど多面的機能を発揮するなど、地域経済を支える重要な産業であるが、ここ10年間で農地が大きく減少するなど危機的な状況にある。特に生産緑地の減少が著しく、その背景として現行の法規制や税制のもとでは、期限付きの農地の賃借が困難であるため、意欲ある担い手の確保が進まないことなどが挙げられている。こうした状況のもと、東京都は農地流動化による多様な担い手の確保や規模の拡大等の経営基盤の強化、小規模農地の保全等を目的に、去る3月4日の区域会議で「都市農業特区」を新たに提案した。

都内には、小松菜やウドをはじめとした特産野菜があり、ブランド力向上に対する期待も高く、地域資源としても有効なことから、都市農業の維持・拡大に向けて、「都市農業特区」が実現されることを望む。

(2) 東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置

1) 航空法における建築物等高さ制限のエリア単位での特例承認

空港に離発着する航空機の安全な航行を確保するため、航空法の規定に基づき、空港周辺の一定の区域には表面制限が設定されている。このため、制限表面の上に出る高さの建築物等は原則、設置することができない。そうした中、福岡市が区域会議を通じて「航空法高さ制限のエリア単位での特例」を提案していたところ、認められる運びとなった。

先述の通り、都内では都市計画法等の特例として大胆な容積率の設定、迅速な都市計画決定の実施対象として都内10地区の事業が選定されたが、こうした地区をはじめ国際的なビジネス拠点の形成が期待される地区については、羽田空港を離発着する飛行機の都心上空飛行の解禁を視野に入れつつ、航空機が安全に航行でき、且つ、都心上空飛行を阻害しない範囲で、「航空法における建築物等高さ制限のエリア単位での特例」の承認に向けた検討をされたい。

2) 特区内に新設される外国企業に対する軽減税率の適用対象要件の緩和

国際総合戦略特区として認定された「アジアヘッドクォーター特区」では、東京の弱みであるビジネスコストの高さを解消するため、特区内に新たに拠点を設ける外国企業に対して、所得控除等により法人実効税率を引き下げることが可能となった。しかし、特区内のみに事務所、工場、研究所等の施設を有する法人でなければ対象とならないなど、要件が非常に厳しいことから、要件を緩和し実効性のある制度にする必要がある。また、「アジアヘッドクォーター特区」の指定区域は、都内5カ所（都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺、新宿駅周辺、渋谷駅周辺、羽田空港跡地）であることから、同様の税制措置を国家戦略特区においても実施すべきである。

3) 貸切バスの営業区域制度の緩和

訪日外国人旅行者向け貸切バスは今後も旺盛な需要が見込まれることから、安全を適切に確保しつつ、需要に対応するために、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする措置が延長された。加えて、営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の所管区域に関わらず臨時営業区域とする措置が拡充された。いずれも本年9月末までを期間とする措置であるが、2020年東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機に、訪日外国人旅行者が一層増加していくことが期待されていることから、臨時営業区域の更なる緩和や恒久化等、貸切バスの営業区域制度の緩和を検討することが望ましい。

4) 旅客不定期航路事業における二点間運航の許可

総合特区（国際戦略総合特区）に基づく特例措置として、国際会議等の新規誘致に資する場合等において、起終点が異なる旅客不定期船の運航が認められているが、国家戦略特区に関連し、台東区や墨田区は、観光振興にも範囲を拡大すべき旨の提案をしている。本特例は水辺空間を活かした観光振興に資することから、国家戦略特区に基づく特例措置に取り入れていくべきである。

5) 地方公共団体や商工会議所等が主催する観光・地域振興を目的とした非営利視察会の旅行業法適用除外

国家戦略特区に関連し、杉並区は、旅行業法で定める旅行業者以外のNPO団体や宿泊提供事業者等が、地域独自の資源を活かした着地型旅行の企画・募集を可能とすべき旨の提案をしている。加えて、高知県は、小規模自治体を実施する移住体験ツアーについて同様の提案をしている。

こうした提案は地方創生に有効なことから、地方公共団体や商工会議所等が実施する観光振興や地域振興を目的とした非営利の視察会は、地方創生策の一環として、旅行業法の適用除外とすることを検討されたい。

6) 3歳未満児に対する給食の外部搬入方式の導入

構造改革特区に基づく特例措置として、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入方式が認められているが、本措置は効率的な保育所運営や食育の推進に資するものであることから、東京圏において推進していくことを検討されたい。

7) 工場立地法の緑地規制の特例による工場等の新增設の促進

先述の「都内製造業の減少と厳しい中小企業の経営環境」に記載の通り、都内の製造業は事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額ともに2011年は2000年の約6割と著しく減少しており、都内の重要な産業集積の一つであるものづくりの基盤存立が危ぶまれている。

総合特区（国際戦略総合特区）に基づく特例措置として、「工場立地に係る緑地規制の特例」が認められていることから、都内やその近隣における工場等の新增設の促進を図るために、国家戦略特区に基づく特例措置に取り入れていくべきである。

(3) 東商が従来から提案している規制・制度改革

①都市防災力の向上

1) 「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設

一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、都内の帰宅困難者は、最悪の場合490万人（東京都が公表した被害想定では517万人）と東日本大震災時の352万人を大幅に上回ることが想定されている。また、首都直下地震時に必要な帰宅困難者の一時滞在施設は約92万人分と想定されているが、現状は約19万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題である。

一方で、民間事業者にとっては、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合に賠償請求されるのではないかとといった懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。帰宅困難者を受け入れる民間の一時滞在施設は、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことは当然であるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」を早期に創設すべきである。

2) 木造住宅密集地域の解消に向けた容積率、斜線規制等の緩和

木造住宅密集地域は山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の11%、居住人口の20%を占め、首都直下地震の際には倒壊や火災発生時の延焼による甚大な被害が想定されていることから、その解消が喫緊の課題となっている。一方で、同地域は、複雑な土地の権利関係や居住者の高齢化、狭小敷地や未接道敷地・狭あい道路が多く、これまで対策が十分に進まなかったことから、東京都では木密不燃化特区に基づき各地区における対策を着実に実行しており、東商としても一昨年に東京都と締結した協定に基づき、対策の一翼を担っているところである。

こうした取り組みに加えて、できるだけ早期に同地域を解消し、東京全体で「延焼による焼失のない街」を実現すべく、一定の秩序や安全性を担保した上で、容積率・斜線規制をはじめとした規制の緩和を実施すべきである。

また、防災街区整備事業における敷地の最低限度（100㎡）の緩和や、物納による国有地を同地域の解消に向けた事業の種地として円滑に活用できるようにする等の対策も講じるべきである。

なお、都市防災力の向上には、災害時に重要な役割を果たす緊急輸送道路等における電柱地中化、橋梁の耐震化、液状化対策も推進すべきである。その際、国土強靱化政策と十分に連携していくことが重要である。

3) 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、経済的被害は約95兆円と予想されているが、発災時の被害を最小限にとどめるためには、行政のみならず民間が迅速かつ円滑に復旧に向けた取り組みを行えるようにしておかなければならない。従って、消防法における自家発電設備の設置や備蓄燃料に関する規制、高圧ガス保安法・倉庫業法等における危険物の保管に関する規制、災害対策基本法における道路規制の対象車両等、発災時に民間が行う復旧活動の阻害となりうる規制の緩和を実現されたい。

②陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

1) 外環道の早期整備に向けた諸手続き等の迅速化

東京の国際競争力強化には、陸・海・空の交通ネットワーク強化をはじめ、更なる基盤整備が不可欠である。

東京外かく環状道路は首都圏の経済活動や生活を支える基幹インフラであるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会時に重要な役割を果たすことが期待されている。関越道～東名高速間については、昨年4月に本線シールドトンネル工事が、7月には大泉ジャンクション立坑工事が契約となるなど事業が本格化してきている。一方で、用地取得、建設発生土の処理及び埋蔵文化財調査等には相応の時間を要すると思われる。また、東名高速以南（東名高速～湾岸線間）については、湾岸線等との接続により、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線でありながら、未だルートが確定していない予定路線であるため、早期計画具体化が待たれる状況にある。

こうした状況に鑑みて、東京外かく環状道路の早期整備に向けて、用地取得、建設発生土の処理及び埋蔵文化財調査等を促進するため諸手続きを迅速に実施し、早期整備を図ることが望ましい。

2) 首都圏空港の機能強化と容量拡大、更なる国際化

首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。従って、東京はもとより首都圏の国際競争力強化に直結する首都圏空港の機能強化や容量拡大、更なる国際化に資する方策は、早期に実現することが望ましい。

現状において羽田空港の容量を更に拡大し、利便性も向上させるためには、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮した上で、都心上空飛行の解禁や管制方式の見直し、利用者向け施設の機能強化、アクセスを含め利用者ニーズに応じた深夜における空港の利便性向上など、制度の特例も含めあらゆる方策を検討し、実行に移すことが期待される。

3) 京浜港の競争力強化に資する規制・制度改革の実施

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点だが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、相対的に地位が低下している。それに伴う基幹航路の減少が、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

国は、京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。船舶の大型化に対応すべく大水深コンテナターミナルの整備促進が求められる他、東京港の中央防波堤外側の新規埠頭の整備や、臨港道路南北線など道路ネットワークの強化、周辺道路の渋滞対策も進める必要がある。同時に、京浜三港の連携による利用コストの低減や利便性・サービスの向上を一層推進することも不可欠である。一連の対策を実施し、京浜港、特に東京港の国際競争力を強化することで、国際基幹航路の維持のみならず、アジア航路等を拡充していかなければならない。

こうした取り組みに加えて、埠頭内道路における無ナンバー車両の通行の特例や民間企

業が保有する岸壁・護岸等を含めた耐震化対策、各種税制措置等、京浜港の国際競争力強化に資する規制・制度改革も実施すべきである。

③少子化社会への対応

1) 保育サービスへの参入に係る経営主体間のイコールフットィングの確立

先述の「少子化社会への対応」に記載の通り、都内の待機児童数は全国の約4割を占めるなど、その解消は喫緊の課題である。保育施設は、地域で働き、生活するために欠かせない基礎的インフラであり、女性の更なる活躍促進に向けて更なる整備が求められる。

希望する親の全てが保育サービスを受けるためには、子育て家庭のニーズに応じた多種・多様なサービスを提供するための環境整備が不可欠である。そのためには、保育サービスへの参入について、設置主体によって取り扱いが異なる現状を改め、多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットィングを確立すべきである。

④高齢化社会への対応

1) 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施

EPAで受入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準は低く、その理由として、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、職務の中で日本語と国家試験の勉強への十分な時間が取れないこと等が挙げられている。より多くの看護師候補者、介護福祉士候補者が国家試験に合格し、その後も継続してわが国に滞在することが期待されている状況において、一定の日本語能力を確認・担保できる条件のもとで、国家試験を母国語等でも受験可能とするなど、EPAで受入れた外国人看護師候補者、介護福祉士候補者の合格率向上に向けた対策を講じる必要がある。

2) 特別養護老人ホームへの多様な事業主体の参入促進

東京では高齢化が一層進行し、老年人口の割合が上昇し、併せて独居高齢者の割合も増加する見込みにある。また、東京を含む大都市部では、高齢者の総数が多いことから、その対応は喫緊の課題である。特に、都内における特別養護老人ホームの定員は約4万人であるが、入所希望者が多く存在していることから、設置を促進していくべきである。その際に、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームに民間企業等多様な経営主体が参入できるよう規制緩和を検討すべきであることに加えて、介護分野における人材確保に資する取り組みも強化すべきである。

以上

平成27年度 第1号 平成27年4月9日 第671回常議員会決議
--